

THE



ケガの
保険

傷害総合保険

69歳以下
の方を対象とした
ケガの
保険です。

THE



ケガの 保険

傷害総合保険

これからは、あなたのカラダだけでなく、暮らしも守りたい。
損保ジャパン日本興亜の提案する、「THE ケガの保険」のコンセプトです。

万一の時は、いろいろなカタチで突然やってきます。
もっと、ひとりひとりの近くで、ひとつひとつの暮らしのチカラになりたい。
これからの暮らしを考えた私達の提案です。

基本補償



日常生活で起こる思いがけない事故による
ケガに備える保険です。
いざというときの備えは大丈夫ですか。

- ☐ 交通事故にあいケガをしたときの補償が心配
- ☐ 工作中、通勤途中にケガをしたときの補償が心配
- ☐ スポーツ中や旅行中にケガをしたときの補償が心配
- ☐ 家事や休日のレクリエーション等、日常生活上のケガが心配

THE ケガの保険では「病気」は補償の対象になっていません。
「ケガ」だけでなく「病気」にも備えるには、医療保険等にご加入いただく必要があります。

オプションの 特約補償



日常生活にはケガ以外にも、
さまざまな危険が潜んでいます。
安心して生活するために、
目的にあった補償をセットできます。

- ☐ 他人のモノを壊したり、他人にケガをさせて
しまった場合等、賠償責任が生じたときも心配
- ☐ 大切な身の回り品を壊してしまったときも心配
- ☐ 他人から預かったモノを壊してしまったときも心配

被保険者本人の年齢が満70歳以上の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

おすすめするポイント！

●手続きカンタン

健康状態に関する告知書のご記入の必要はなく、加入手続きが簡単です。

●国内、国外を問わず日常生活における ケガを補償します。

仕事中やスポーツ中のケガ等、24時間補償します。

●入院は日帰り入院から最長1,000日まで補償します。

日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、
「入院料」の支払いの有無で判断します。

●通院のみでも補償します。

入院を伴わず、通院のみで治療するケガも補償します。

※P.3～P.4をご覧ください。

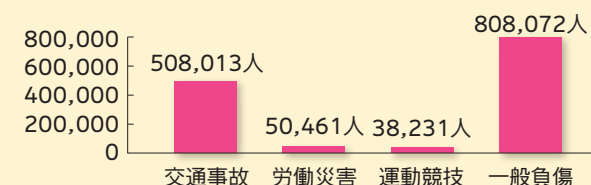
●暮らしに合わせてケガ以外の補償を追加できます。

ニーズに合わせた特約をオプションでセットすることができます。

※P.5～P.8をご覧ください。

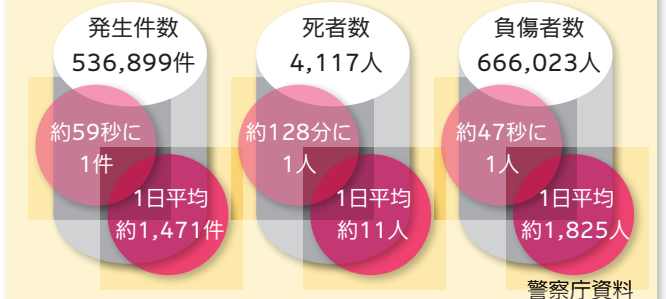
自分は交通事故にあわない、ケガをしないと思っていませんか？

■ 平成26年1年間にケガで救急搬送された方は、
日本国内で約140万人にのぼります。



平成27年版
消防白書「救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員」

■ 平成27年中の交通事故発生状況



いざというきのために、備えを万全にしましょう。

基本補償の内容

国内・国外を問わず、家庭、日常生活におけるさまざま

職場、旅行中など
なケガ(傷害)を補償します。

保険金種類	お支払いする保険金の額	
死 亡 事故の発生の日から180日以内	死亡・後遺障害保険金額の全額 ※すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	
後遺障害 事故の発生の日から180日以内	死亡・後遺障害保険金額	後遺障害の程度に応じた割合 (4%~100%) ※お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
入 院 入院1日目から補償	入院保険金日額	入院日数 1,000日限度
手 術	入院保険金日額	10倍(入院時) 5倍(外来時) ※1事故につき1回の手術にかぎります。
通 院 通院1日目から補償	通院保険金日額	通院日数 30日限度 (事故の発生の日から1,000日以内) ※通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。
介護補償	介護保険金額	要介護期間(年) 事故の発生の日から181日目以降の 所定の要介護状態である期間

犯罪被害 (被害事故補償)	所定の計算により 算出した損害額	①自賠償保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など
------------------	---------------------	---

※第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等により、死亡または所定の重度後遺障害が生じた場合にお支払いの対象となります。

THE ケガの保険は、被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる

中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激」とは

突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは

ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

○

例えばこのようなケガがお支払いの対象となります。



仕事中のケガ



海外旅行中のケガ



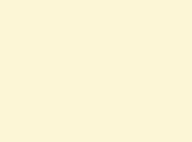
国内旅行中のケガ



交通事故によるケガ



自宅内でのケガ



野球・サッカーなどのスポーツ中のケガ

など

×

例えばこのような場合のケガはお支払いの対象となりません。



故意・重大な過失



自殺行為・犯罪行為・闘争行為



無資格運転・酒気帯び運転・航空機操縦(職務以外)



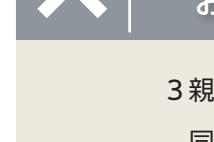
自動車、原動機付自転車等による競技・競争(練習を含みます。)



脳疾患・疾病・心神喪失、医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛



地震、噴火またはこれらによる津波、戦争・暴動(テロ行為を除きます。)



ピッケル等を使用する山岳登山、ハンググライダー等の危険なスポーツ

など

○

例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

犯罪被害によるケガ

自動車によるひき逃げ事故

など

×

例えばこのような場合にお支払いの対象となりません。

3親等内の親族による被害事故

同居の親族による被害事故

など

方法および詳しい内容につきましては、P.13~P.18に記載しておりますので必ずご覧ください。

上記は、保険金のお支払いの対象となる場合、対象とならない場合の主なものです。保険金のお支払

主な特約 (オプション)

基本補償に加え、あなたの

暮らしに合わせて、様々な補償を特約で追加できます。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

国内・国外補償

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する「一類感染症」、「二類感染症」または「三類感染症」を発病した場合に、後遺障害保険金(発病の日から180日以内)、入院保険金(発病の日から180日以内)および通院保険金(発病の日から180日以内の90日限度)をお支払いします。

葬祭費用保険金をセットした場合は、特定感染症を発病し、その直接の結果として180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者(保険の対象となる方)の親族の方が負担した葬祭費用(実費)に対して、300万円を限度に葬祭費用保険金をお支払いします。

(注)特定感染症についてはP.14をご覧ください。



○ 例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

腸管出血性大腸菌感染症(O-157)で通院した。

重症急性呼吸器症候群
(SARSコロナウイルスによるもの)で入院した。

✕ 例えばこのような場合はお支払いの対象となりません。

保険始期(保険責任の開始日)前の発病

保険始期(保険責任の開始日)から
その日を含めて10日以内の発病(初年度契約の場合)

携行品損害補償特約 ※新価払特約(携行品損害補償特約用)が自動セットされます。

国内・国外補償

偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)の居住する住宅外で被保険者が携行している**被保険者所有の身の回り品**に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)は1事故につき3,000円です。

<ご注意> お支払いする保険金の額は保険期間を通じ携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計5万円を損害額の限度とします。



○ 例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

買い物中に
財布が盗まれた。

旅行先でカメラを
落とし壊してしまった。

プレー中に
テニスラケットが破損した。

✕ 例えばこのような場合はお支払いの対象となりません。

置き忘れ・紛失

レンタル品・会社の
備品の破損

地震、噴火または
これらによる津波

以下の被保険者所有の身の回り品は
お支払いの対象となりません。

携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、動物、植物、自転車、原動機付自転車、バイク、自動車、ゴーカート、船舶、航空機、クレジットカード、プリペイドカード、サーフボード など

個人賠償責任補償特約

国内・
国外補償

示談交渉サービス付(※)
〈国内で発生した事故のみ〉

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)はありません。

(※)示談交渉サービスの詳しい内容につきましては、裏表紙の〈示談交渉サービスについて〉をご覧ください。



○ 例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

買い物中に商品を
壊してしまった。

飼い犬が他人に
噛みついてケガをさせた。

自宅の塀が倒れ
他人がケガをした。

子どもがボールで
他人の家の窓を割った。

✕ 例えばこのような場合はお支払いの対象となりません。

職務遂行に起因

地震、噴火または
これらによる津波

犯罪行為・闘争行為

自動車運転中

受託品賠償責任補償特約

日本国内での受託品について
国内・国外補償

偶然な事故により**日本国内で他人から受託した**財物について、住宅内で保管中または一時的に住宅外で管理中に損壊・紛失・盗難が生じ、正当な権利を有する方に対し、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)は1事故につき5,000円です。

(注)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただきます。



○ 例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

レンタルスキーを
折ってしまった。

知人に借りた
カメラが盗まれた。

レンタルした
ゴルフクラブが盗まれた。

✕ 例えばこのような場合はお支払いの対象となりません。

職務遂行に起因

犯罪行為・
闘争行為

地震、噴火または
これらによる津波

以下の受託品は
お支払いの対象となりません。

通貨、預貯金証書、株券、手形、有価証券、印紙、切手、設計書、貴金属、宝石、書画、骨とう、美術品、原動機付自転車、バイク、自動車、船舶、航空機、建物(付属設備を含みます。)、鉄砲、刀剣、ピッケル等を使用する山岳登山・リュージュ・スカイダイビング・ハンググライダー等の危険な運動のための用具 など

(注)「個人賠償責任補償特約」「受託品賠償責任補償特約」の被保険者の範囲はP.8の〈ご注意〉をご覧ください。

保険金のお支払いの対象となる場合、対象とならない場合、お支払いする保険金の額

等詳しい内容につきましては、P.13～P.18に記載しておりますので必ずご覧ください。

主な特約 (オプション)

基本補償に加え、あなたの

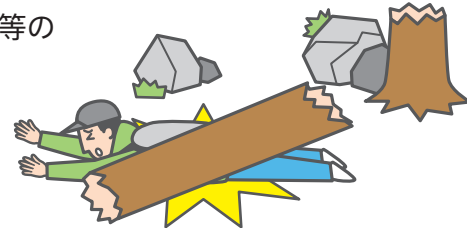
暮らしに合わせて、様々な補償を特約で追加できます。

救援者費用等補償特約

国内・国外補償

偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)が遭難した場合等の救助活動に対して保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が支出した次の費用をお支払いします。

● 捜索救助費用 ● 交通費 ● 宿泊料 ● 移送費用 ● 諸雑費
免責金額(自己負担額)はありません。



○ 例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

ハイキング中に事故にあい遭難した。

乗っていた船が沈没し行方不明になった。

搭乗していた飛行機が墜落し行方不明になった。

× 例えばこのような場合はお支払いの対象となりません。

ピッケルなどを使用する山岳登山

地震、噴火またはこれらによる津波

自殺行為

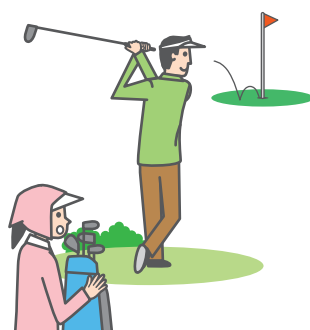
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

日本国内のみ補償

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフの競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に慣習上負担する次の費用をお支払いします。

● 贈呈用記念品購入費用 ● 祝賀会費用
● ゴルフ場に対する記念植樹費用 ● 同伴キャディに対する祝儀

＜ご注意＞ ● 同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)またはパー35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドした場合にかぎります。
● キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。
● ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。



○ 例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

ホールインワンを達成し、記念品を配布した。

アルバトロスを達成した記念に、ゴルフ場に植樹した。

× 例えばこのような場合はお支払いの対象となりません。

ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス

目撃者がいないホールインワンまたはアルバトロス

家族特約(家族型)

家族も補償

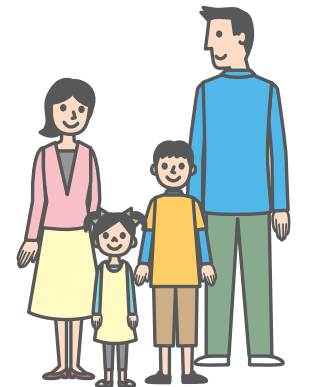
被保険者(保険の対象となる方)を本人だけでなく、次に掲げる方も被保険者に含める特約です。

① 本人の配偶者
② 本人またはその配偶者の同居の親族
③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

※1 家族特約(夫婦用)の場合は「本人の配偶者」のみを、家族特約(配偶者対象外用)の場合は「本人の同居の親族」および「本人の別居の未婚の子」を、本人以外の被保険者に含めるものとなります。

※2 親族とは6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

＜ご注意＞ 1. 被保険者の続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
2. 基本補償、各特約における被保険者は、次のとおりです。



基本補償・各特約	被保険者	
	個人型	家族型(家族特約をセットした場合)
基本補償 携行品損害補償特約 救援者費用等補償特約	本人	① 本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
個人賠償責任補償特約 受託品賠償責任補償特約		① 本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	本人	

※1 本人とは、申込書の被保険者欄に記載されている方をいいます。

※2 被保険者の範囲を変更する場合等、詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

その他の特約について

本パンフレットに掲載されていない特約につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- 就業中のみの危険補償特約：補償をお仕事上の事故によるケガに限定する特約です。
- 交通傷害危険のみ補償特約：補償を交通事故によるケガに限定する特約です。
- 天災危険補償特約：地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償する特約です。

など

保険金のお支払いの対象となる場合、対象とならない場合、お支払いする保険金の額

等詳しい内容につきましては、P.13～P.18に記載しておりますので必ずご覧ください。

保険料表

個人型

ご契約例

保険期間1年、月払、職種級別本人A級の方で特定感染症危険補償特約をセットしない場合

死亡・後遺障害		入院(手術)		通院		介護		被害事故補償		基本補償 合計保険料	
500万円		3,000円		2,000円		200万円		3,000万円			
保険金額											
本人	590円	+	230円	+	560円	+	110円	+	60円	=	1,550円

保険料表

(保険期間1年)

保険金種類	保険金額	特定感染症危険補償特約をセットしない場合				特定感染症危険補償特約をセットする場合			
		職種級別A級		職種級別B級		職種級別A級		職種級別B級	
		月払(1か月分)	年払	月払(1か月分)	年払	月払(1か月分)	年払	月払(1か月分)	年払
	500万円	590円	6,400円	790円	8,650円	600円	6,500円	800円	8,750円
	1,000万円	1,170円	12,800円	1,590円	17,300円	1,190円	13,000円	1,600円	17,500円
	2,000万円	2,350円	25,600円	3,170円	34,600円	2,380円	26,000円	3,210円	35,000円
	3,000万円	3,520円	38,400円	4,760円	51,900円	3,580円	39,000円	4,810円	52,500円
	3,000円	230円	2,520円	320円	3,450円	280円	3,000円	360円	3,930円
	5,000円	390円	4,200円	530円	5,750円	460円	5,000円	600円	6,550円
	7,000円	540円	5,880円	740円	8,050円	640円	7,000円	840円	9,170円
	10,000円	770円	8,400円	1,050円	11,500円	920円	10,000円	1,200円	13,100円
	1,000円	280円	3,070円	380円	4,140円	310円	3,390円	410円	4,460円
	2,000円	560円	6,140円	760円	8,280円	620円	6,780円	820円	8,920円
	3,000円	840円	9,210円	1,140円	12,420円	930円	10,170円	1,230円	13,380円
	60万円	30円	350円	40円	470円	30円	350円	40円	470円
	100万円	50円	580円	70円	780円	50円	580円	70円	780円
	200万円	110円	1,160円	140円	1,560円	110円	1,160円	140円	1,560円
	300万円	160円	1,740円	210円	2,340円	160円	1,740円	210円	2,340円
	400万円	210円	2,320円	290円	3,120円	210円	2,320円	290円	3,120円
	1,000万円	20円	220円	20円	220円	20円	220円	20円	220円
	2,000万円	40円	440円	40円	440円	40円	440円	40円	440円
	3,000万円	60円	660円	60円	660円	60円	660円	60円	660円
	5,000万円	100円	1,100円	100円	1,100円	100円	1,100円	100円	1,100円
	1億円	200円	2,200円	200円	2,200円	200円	2,200円	200円	2,200円

- 下記のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と通算して1,000万円が上限となります。
 - ・被保険者(保険の対象となる方)が保険期間の初日において満15歳未満である場合
 - ・ご契約者と被保険者が異なるご契約において被保険者の同意(署名・捺印)がない場合
- 入院・通院の保険金額は日額になります。
- 公的医療保険制度の給付対象である手術または先進医療に該当する手

- 術を受けたときは、手術保険金(入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の金額)をお支払いします。
- 通院保険金(日額)は入院保険金(日額)と同額以下で選びください。なお、通院保険金は入院保険金と必ずセットでのご契約となります。
- 通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。
- 特定感染症危険補償特約は、後遺障害・入院・通院すべてをご契約いただいた場合にセットできます。

基本補償に
さらに安心を
プラスすると

携行品	個人賠償	受託品賠償	救援者費用	特約 合計保険料
30万円	1億円	10万円	200万円	
200円	110円	130円	10円	450円

保険料はこうになります。

基本補償 合計保険料	特約 合計保険料	毎月のお支払保険料
1,550円	450円	2,000円

保険料表

(保険期間1年)

保険金種類	保険金額	月払(1か月分)	年払
	20万円	130円	1,420円
	30万円	200円	2,200円
	50万円	280円	3,080円

※免責金額(自己負担額)は1事故につき3,000円です。

(保険期間1年)

保険金種類	保険金額	月払(1か月分)	年払
	1億円	110円	1,240円
	2億円	120円	1,330円
	3億円	130円	1,390円

(保険期間1年)

保険金種類	保険金額	月払(1か月分)	年払
	10万円	120円	1,280円
	30万円	350円	3,840円
	50万円	590円	6,400円

(保険期間1年)

保険金種類	保険金額	月払(1か月分)	年払
	10万円	130円	1,470円
	20万円	200円	2,130円
	30万円	240円	2,660円

※免責金額(自己負担額)は1事故につき5,000円です。

オプションで
特約を追加
できます。

- 介護補償や被害事故補償は単独でご契約することはできません。
- 被害事故補償および特約補償(オプション)の保険金額は限度額となります。
- 保険料は年齢、性別にかかわらず同一です。
- 職種級別の例はP.12をご覧ください。
- 保険料(月払の場合は1年間分の保険料)は1,000円以上になるようにお選びください。

- 年齢、ご職業および他の保険契約等の有無等によってお引き受けする保険金額やお引受条件等を制限する場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険料表

家族型

ご契約例

保険期間1年、特定感染症危険補償特約をセットする場合

	死亡・後遺障害 	入院(手術) 	通 院 	介 護 	被害事故補償 	個人賠償 	携行品 
本人・配偶者	500万円	5,000円	2,000円	240万円	3,000万円	1億円	50万円
親族	300万円	3,000円	1,000円	240万円	3,000万円		

※本人の職種級別 A 級の場合

		合計保険料						
月払	本人	600円	460円	620円	130円	60円		
	配偶者	500円	400円	650円	60円	60円	110円	500円
	親族	660円	570円	610円	230円	110円		

※本人の職種級別 A 級の場合

年払	本人	6,500円	5,000円	6,780円	1,390円	660円		
	配偶者	5,500円	4,350円	7,060円	620円	660円	1,240円	5,400円
	親族	7,200円	6,180円	6,600円	2,500円	1,170円		

※本人の職種級別 B 級の場合

月払	本人	800円	600円	820円	170円	60円		
	配偶者	500円	400円	650円	60円	60円	110円	500円
	親族	660円	570円	610円	230円	110円		

※本人の職種級別 B 級の場合

年払	本人	8,750円	6,550円	8,920円	1,870円	660円		
	配偶者	5,500円	4,350円	7,060円	620円	660円	1,240円	5,400円
	親族	7,200円	6,180円	6,600円	2,500円	1,170円		

※携行品の免責金額(自己負担額)は1事故につき3,000円です。

- 下記のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と通算して1,000万円が上限となります。
 - ・被保険者(保険の対象となる方)が保険期間の初日において満15歳未満である場合
 - ・ご契約者と被保険者が異なるご契約において被保険者の同意(署名・捺印)がない場合
- 配偶者の保険金額は、本人の保険金額と同額またはそれより低くなるようにお選びください。
- 親族の保険金額は、配偶者の保険金額と同額またはそれより低くなるようにお選びください。
- 入院・通院の保険金額は日額になります。
- 公的医療保険制度の給付対象である手術または先進医療に該当する手術を受けたときは、手術保険金(入院中に受けた手術は、入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は、入院保険金日額の5倍の金額)をお支払いします。
- 通院保険金(日額)は入院保険金(日額)と同額以下でお選びください。なお、通院保険金は入院保険金と必ずセットでのご契約となります。

- 通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。
 - 特定感染症危険補償特約は、後遺障害・入院・通院すべてをご契約いただいた場合にセットできます。
 - 介護補償や被害事故補償は単独でご契約することはできません。
 - 被害事故補償および特約補償(オプション)の保険金額は限度額となります。
 - 親族の保険料は人数にかかわらず同一となります。
 - 保険料(月払の場合は1年間分の保険料)は1,000円以上になるようにお選びください。
 - その他の特約補償(オプション)については、お問い合わせください。
 - 年齢、ご職業および他の保険契約等の有無等によってお引き受けする保険金額やお引受け条件等を制限する場合があります。
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご契約例

保険期間1年、特定感染症危険補償特約をセットする場合

	死亡・後遺障害 	入院(手術) 	通 院 	介 護 	被害事故補償 	個人賠償 	携行品 
本人・配偶者	1,000万円	6,000円	3,000円	360万円	5,000万円	1億円	50万円
親族	600万円	4,000円	2,000円	360万円	5,000万円		

※本人の職種級別 A 級の場合

		合計保険料						
月払	本人	1,190円	550円	930円	190円	100円		
	配偶者	1,010円	480円	970円	90円	100円	110円	500円
	親族	1,320円	760円	1,210円	340円	180円		

※本人の職種級別 A 級の場合

年払	本人	13,000円	6,000円	10,170円	2,090円	1,100円		
	配偶者	11,000円	5,220円	10,590円	940円	1,100円	1,240円	5,400円
	親族	14,400円	8,240円	13,200円	3,740円	1,950円		

※本人の職種級別 B 級の場合

月払	本人	1,600円	720円	1,230円	260円	100円		
	配偶者	1,010円	480円	970円	90円	100円	110円	500円
	親族	1,320円	760円	1,210円	340円	180円		

※本人の職種級別 B 級の場合

年払	本人	17,500円	7,860円	13,380円	2,810円	1,100円		
	配偶者	11,000円	5,220円	10,590円	940円	1,100円	1,240円	5,400円
	親族	14,400円	8,240円	13,200円	3,740円	1,950円		

※携行品の免責金額(自己負担額)は1事故につき3,000円です。

【職種級別(例)】 ※職種級別(職業)によって保険料が変わります。また職種級別は被保険者本人のご職業によって決まります。

職 種 級 別	A級(危険の小さい職業)	B級(危険の大きい職業)
主 な 職 業 (あいうえお順)	医師、会社員(事務職)、教員、金属製造加工作業者、自動車整備・修理工、税理士、電気機械器具組立工、販売従事者、弁護士 など	貨物自動車運転者、漁業作業者、建設作業者、タクシー運転者、土木作業者、農林業作業者、バス運転者 など

上記職種級別(A級、B級)に該当しない場合もあります。
上記以外のご職業の方は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

1. ケガの補償 基本補償(国内外補償)

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
 死亡 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットした場合はお支払いの対象となります。) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
 後遺障害 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合4%~100% ★(例)両眼を失明した場合……………100% 1 上肢をひじ関節以上で失った場合……………69% 1 眼の矯正視力が0.1以下となった場合……………20%	
 入院 保険金 (入院1日目から補償)	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合	入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)	
 手術 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5(倍)	など
 通院 保険金 (通院1日目から補償)	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院(※)された場合 (※)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものと同みなします。	事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日(※)を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日(※)限度) (※)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。この特約がセットされていない契約は90日を限度とします。 (注)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。	
 介護 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ、所定の要介護状態となった場合	181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 介護保険金の額 = 介護保険金年額 × 要介護期間(年)(事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間)	

- 左記のケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
- これらの保険金は政府労災保険・健康保険・加害者等からの賠償等とは関係なくお支払いします。
- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約をセットしている場合は
 - ・特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。

・初年度契約の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。平成28年8月現在、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものにかぎります。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1またはH7N9であるものにかぎります。)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、腸チフス、パラチフスが該当します。

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
 被害事故 補償	被保険者(保険の対象となる方)が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の3親等内の親族、被保険者の同居の親族 など

2. 物の損害の補償 特約補償(オプション)

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
 携行品損害 (国内外補償)	偶然な事故により携行品(※)に損害が生じた場合 (※)「携行品」とは、被保険者(保険の対象となる方)の居住の用に供される保険証券記載の住宅(物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 ◆次のものは保険の対象となりません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物、動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・手形その他の有価証券(小切手を除きます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 など	被害物の再調達価額(※1)を基準に算出した損害額(※2)から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (※2)貴金属等については時価(同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。)を基準に損害額を算出します。 (注)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れまたは紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など

3. 賠償責任の補償 特約補償(オプション)

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
 個人賠償責任(国内外補償)	住宅 ^(※1) の所有・使用・管理または被保険者 ^(※2) の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合 (※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。 (※2)この特約における被保険者は、次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。 ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(※) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 など (※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。 ①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への損害賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
 受託品賠償責任(国内での受託品について国内外補償)	被保険者(保険の対象となる方) ^(※) が日本国内において受託した財物について、住宅内で保管中または一時的に住宅外で管理中に損壊・紛失・盗難が生じ、法律上の賠償責任を負った場合 (※)この特約における被保険者は、次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 ◆ 次のものは保険の対象となりません。 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに準ずる物 ・自動車(被牽引車を含みます。)、原動付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機およびこれらの付属品 ・銃砲、刀剣その他これらに準ずる物 ・被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動・動物、植物 ・建物(畳、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。) ・門、塀もしくは垣または、物置、車庫その他の付属建物 ・公序良俗に反する物	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、損害賠償金については、受託品の時価 ^(※) を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額とし、お支払いする損害賠償金の額は、保険期間を通じて受託品賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定については、事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。	①故意 ②被保険者(保険の対象となる方)に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤自然発火または自然爆発 ⑥偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故 ⑦自然の消耗または性質によるかび・変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹(ひょう)による受託品の損壊 ⑨被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑩被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑪受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任 ⑫受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(直接、間接を問いません。) ⑬受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと に起因する損害賠償責任 など

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いできない主な

とお支払いする保険金の額、

場合

4. 費用の補償 特約補償(オプション)

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
 救護者費用(国内外補償)	保険期間中に次の①から③までのいずれかに該当した場合 ①被保険者(保険の対象となる方)が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅 ^(※) 外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 (※)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅をいい、その敷地を含みます。	ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)またはその親族の方が負担した次の①から⑤までの費用に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救護者費用等の保険金額を限度とします。 ①捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 ②交通費 救護者 ^(※1) の現地 ^(※2) までの航空機等の1往復分の運賃(救護者2名分を限度とします。)。 ③宿泊料 現地 ^(※2) および現地 ^(※2) までの行程における救護者のホテル等の宿泊料(救護者2名分を限度とし、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。)。 ④移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 ⑤諸雑費 救護者の渡航手続費および救護者または被保険者が現地 ^(※2) において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)。 (※1)「救護者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。 (※2)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転のできないおそれがある状態での運転による事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
 ホールインワン・アルバトロス費用(国内のみ補償)	日本国内にあるゴルフ場 ^(※1) において、ゴルフ競技 ^(※2) 中にホールインワンまたはアルバトロス ^(※3) を行った場合 (※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「アルバトロス」とは、各ホールの基準打数(パー)よりも3つ少ない打数でボールがカップインすることをいいます。 ★ご注意ください！ キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、 原則として保険金のお支払いの対象となりません 。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃 ^(※4) しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者 ^(※5) が目撃 ^(※4) しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合 (※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 (※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	被保険者(保険の対象となる方)が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等は除きます。) ②祝賀会費用 ^(※) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパン日本興亜にゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパン日本興亜がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。他の保険契約等からすでに保険金等が支払われた場合は、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、この契約のホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度とします。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)	①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など

ご契約時における注意事項

■申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)

◆申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

◆ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

^(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者ご本人の職業または職務
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況

^(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

◆口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

◆告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いください。

■ご契約者以外に保険の対象となる方がいらっしゃる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

■引受制限について

年齢、引受条件により、お引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

■保険料について

◆保険料をお支払いの際は、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください(口座振替でお支払いいただく場合等を除きます)。

◆保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・損害については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

◆分割払の場合

・第1回の分割保険料のお支払いがない場合は、保険金をお支払いしません。

・第2回以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日^(※)までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を経過してもお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパン日本興亜が認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月の25日まで延長します。また、所定の払込猶予期間中に分割保険料のお支払いがない場合、または2か月連続して払込期日に分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することがあります。

^(※)口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

■ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

◆損保ジャパン日本興亜は、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。

◆損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

■補償重複について

「個人賠償責任補償特約」「携行品損害補償特約」「受託品賠償責任補償特約」「救援者費用等補償特約」「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」等を複数のご契約^(※1)にセットされた場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

^(※1) 傷害総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

^(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

＜補償重複となる可能性がある主な補償・特約＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	傷害総合保険の 個人賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の 個人賠償責任特約
②	傷害総合保険の 携行品損害補償特約	火災保険の 携行品損害特約

ご契約後における注意事項

■保険証券

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

■契約締結後における留意事項(通知義務等)

(1)職業または職務を変更された場合

保険証券記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。

◆変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

◆この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフェリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(2)住所または通知先を変更された場合

保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

(3)上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

(4)重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について

この保険は保険期間が1年以下であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回等)ができません。

■被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。ご契約内容によっては解約返れい金がないこともあります。

(注)ご契約後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■自動継続特約

自動継続特約とは、ご契約者と損保ジャパン日本興亜との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合は、保険契約が満了する日のご契約内容と同一のご契約内容^(※)で毎年自動的に保険契約を継続するものです。継続された保険契約の初日は継続前契約の保険期間が満了する日となり、保険期間は継続前契約と同一の期間となります。ただし、保険金請求が多発した場合もしくは継続期間が10年間になった場合または被保険者「本人」の年齢が満69歳(育児費用補償特約等がセットされた場合は満22歳)以上となる場合等は、自動継続が中止となります。また、自動継続は、満期の3か月前の日までにご契約者(または損保ジャパン日本興亜)から申し出ることにより、中止することができます。

(※)普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

■ご契約の継続について

次のような場合には、保険期間終了後、ご契約が継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

①著しく保険金請求の頻度が多い等、契約者相互間の公平を逸脱する保険金の支払いやその請求があった場合

②被保険者(保険の対象となる方)のご年齢が70歳以上になった場合

その他の注意事項

■保険会社破綻時の取扱いについて

- ・引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

■複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

■個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式サイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

■代理店の役割について

取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

代理店は、保険会社に代わって損害保険の契約募集を行い、損害保険の幅広い普及を通じて、経済生活の安定を図るという社会的な役割を担います。

損保ジャパン日本興亜代理店は、きめ細かいコンサルティングを通じて、お客さまのニーズにあった商品を提案します。

保険の用語の解説

ここでは、ご契約するときを知っておきたい基本用語を解説します。

契約者（保険契約者）

保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

被保険者

保険の対象となる方のことをいいます。

保険金額・保険金日額

ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

保険金

被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。

治療

医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

入院

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

通院

病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

被害事故

第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。

医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

テロ行為

政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

免責金額

支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

保険金受取人

傷害保険においては、死亡保険金以外の保険金の受取人は被保険者本人になります。死亡保険金については、法定相続人にお支払いします。なお、死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、損保ジャパン日本興亜所定の方法により被保険者の同意を得る必要があります。

未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

先進医療

病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html>）

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

- 損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
◆ おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時
【インターネットアドレス】 <http://www.sonpo.or.jp/>
（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）



0570-022808 〈通話料有料〉
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

THE

ケガの
保険

のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで損保ジャパン日本興亜がトータルにサポートします。

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 個人賠償責任補償特約等をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

<示談交渉サービスについて>

個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- ※受託品賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日

0120-727-110

商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター

0120-888-089

【受付時間】 平日:午前9時～午後8時
土・日・祝日:午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

◆おかけ間違いにご注意ください。

<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、担当の取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

お客さま向けインターネットサービス

マイページ こんな便利な機能をお使いいただけます。

◆いつでもインターネットで、お客さまの見たいときにご契約内容や事故対応状況をご覧いただけます。

◆お引越しのときなどに、まとめて簡単に住所・電話番号の変更手続きをさせていただきます。

◆お取引のある代理店へ、保険のお見積もりやご加入相談をしていただけます。

(注)マイページは、個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合があります。マイページについては損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<http://www.sjnk.co.jp/mypage>) をご覧ください。



マイページについて詳しくは

損保ジャパン日本興亜 マイページ

検索

- このパンフレットは「THE ケガの保険」(傷害総合保険)の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

見やすいデザイン
UCDA
第三者認証
151610002(1)

このパンフレットは、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL:03-3349-3111

<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先